

【岩泉町】  
端末整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 児童生徒数	439	417	397	377	356
② 予備機を含む 整備上限台数	0	0	456	0	0
③ 整備台数 (予備機除く)	0	0	397	0	0
④ ③のうち 基金事業によるもの	0	0	397	0	0
⑤ 累積更新率	0	0	100.0	100.0	100.0
⑥ 予備機整備台数	0	0	23	0	0
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	0	0	23	0	0
⑧ 予備機整備率	0	0	5.8	0	0

**確認事項**

- ・①の児童生徒数は、令和7年3月10日時点の町内小・中学校（7校）の児童生徒数の合計（見込み）である。
- ・予備機については、令和8年度で各校3台程度確保するが、令和9年度以降も児童生徒数の減少が見込まれることから、利用しない端末を予備機として運用する。児童生徒数の増加は予備機で対応するが、必要に応じて不足分は購入する。
- ・Windows10のサポート期限後の対応として、Windows11へのアップデート若しくは延長サポートによる対応とする。

**(端末の整備・更新計画の考え方)**

G I G A 第1期で整備した端末について、文部科学省が定める5年程度を経過したのちに更新を行うものである。

**(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)**

○基本的な方針

基本的なデータ消去を行った上で、教員の指導用端末、学校の共用端末、その他職員の業務用端末、岩泉町教育委員会所管の施設などで活用する。それ以外の端末については、業者委託にて端末データ削除を証明する書類の提出を求め、リユースまたは再資源化を行う。

○対象台数：420台

○処分方法

・教育委員会職員でデータ消去の上、学校・公共施設で再利用 : 41台

・資源有効利用促進法の製造事業者にデータ消去・再使用・再資源化を委託：379台  
○スケジュール（予定）

- 令和9年1月 新規購入端末の使用開始 使用済端末保管  
再利用端末のデータ消去作業、再利用開始
- 令和9年 5月 処分事業者選定
- 令和9年 9月 使用済端末の事業者への引き渡し